

# 研究員レポート： 日経225銘柄における指名・報酬委員会の状況

2018.12.12

当研究所では、ディスクロージャーとIRの潮流の動向を継続的に発信している。今回のレポートは、日経225銘柄を対象に、2018年6月のコーポレートガバナンス・コード(CGコード)で改訂のあった委員会活動の状況を調査した。調査対象は、コーポレート・ガバナンス報告書(CG報告書)と、統合報告書である。

- レポート  
サマリー**
- 225銘柄中で、指名・報酬委員会を設置している会社は約8割
  - 委員会を設置している会社のうち、社外役員等が過半数を占めるケースは8割以上
  - 統合報告書においては、委員会活動の実効性確保を訴求するための工夫を期待

ガバナンスにおいては任意の仕組みを活用し、指名・報酬などの特に重要な事項に関し、独立社外取締役の関与を得るべきとされている(CGコード原則4-10①)。

本年6月、ガバナンスの深化・進化を目指し、CGコードが発効から3年の時を経て改訂された。同時に機関投資家と企業の対話において、重点的に議論することが期待される事項がとりまとめられた「投資家と企業の対話ガイドライン」(対話ガイドライン)も金融庁から公表され、CGコードの附属文書として位置付けられている。

対話ガイドラインにおいては、独立した指名委員会(3-2)・報酬委員会(3-5)に言及し、改訂CGコード(4-10①)においても、任意の委員会などといった例示ではなく、「指名委員会・報酬委員会など」という形で明確化され、「独立した」ものであるべきとされた。当コードのコンプライのためには、委員会設置が原則とされたのである。

当レポートは、日経225銘柄を対象に、CGコードで改訂のあった「委員会の状況」の調査結果を示した上で、よりよいガバナンス開示のための示唆を与えることを目的とする。

当調査で対象にした日経225銘柄の会社区別別の形態は、下記表1の通りであるが、任意を含めた委員会の有無及びその構成について調査した。

【表1:会社区分形態】(n:225)

	社数
監査役会設置会社	179
監査等委員会設置会社	23
指名委員会等設置会社	23

その結果、委員会を設置している会社は約8割であった。また、その構成メンバーについても調査を行ったが、社外役員等を過半数としている会社が両委員会とも8割以上を占めており、社外役員等が委員長を務めているケースが両委員会とも55%を超えている状態であった。構成員に社長・会長が含まれていると判別できるケースは4割程度であり、完全なる独立性が確保されているとは言い難い状況といえよう。調査結果は下記表2の通りである。

(注1)当レポートでいう「社外役員等」とは、社外取締役・監査役・有識者などを指す。

(注2)改訂CGコードを反映したCG報告書の提出期限が本年12月末であるため、上記数値が若干変化する可能性がある。

【表2:指名・報酬委員会の状況】(法定・任意含む)

	設置会社数	社外役員等が委員長	社長・会長が構成メンバーに含まれる	過半数が社外役員等の企業
指名委員会	172	95	76	140
報酬委員会	180	102	68	145

今般、様々な企業不祥事が続き、ガバナンスという言葉がニュースなどで聞かない日はないほどの状況である。こうしたガバナンスに代表されるESG情報を、財務情報や戦略などと結合させ、自社の持続可能性について投資家をはじめとするステークホルダーに訴求していくことが改めて求められているのではないかと。そのためには、統合報告書を活用することも一つの有用な手段であると言える。

日経225銘柄中で、狭義の統合報告書(※)を発行している企業121社中の委員会活動の開示状況等を調査した。

(※) 統合報告書等のレポート名、IIRCフレームワークへの言及がある報告書、WEB等で統合報告書等と謳っている企業の報告書を指す

まず、統合報告書上で、明確に委員会の説明を行っている企業は、121社中の86社(71%)であった。121社中、指名・報酬のいずれかの委員会がある会社は108社であったので、8割以上の会社は説明を行っていた。

【表3:実効性を訴求するための表記方法】  
(n:34/重複選択)

内容	社数
委員長のメッセージや対談での言及	21
アジェンダ等の開示	16

委員長のメッセージや委員会メンバーの属性、開催状況、社外役員の対談などで委員会の役割などに言及し、実効性を訴求している会社は34社であった。方法としては、開催した会ごとのアジェンダや、取締役会実効性の課題、実際の新任社外取締役選任のプロセスを載せている会社もあった。対話等としては、委員長としてのメッセージや、指名委員会等設置会社移行の経緯などが掲載されていた。CG報告書と相俟ってガバナンスの実効性の担保、投資家等に対する信用性などへの保証を与えていると考えられるであろう。

IIRCフレームワークの指導原則の一つである重要性・簡潔性の観点からか、統合報告書では委員会の実効性を伝える情報が不足しているケースもまだまだある。しかし、委員会の存在は、ガバナンスの透明性・取締役会の持続性を示すという点では不可欠な要素である。それ故、委員会の取り組みが価値創造に如何に貢献していくか、持続性をいかに担保していくかを、ブラックボックスになり易いプロセスだからこそ明瞭かつ積極的に伝えていくことが重要であろう。

今般、品質不祥事や有価証券報告書の虚偽記載など、ますますガバナンスの有効性が求められる時代に来ている。制度開示、任意開示が相俟ってガバナンス体制に対する効果的な保証を付与していき、器(形式)だけの改革でない、真のガバナンスの深化が起ることを期待したい。